

## 京都医療センター動物実験委員会規程

(平成16年11月 1日制定)

(平成23年 4月18日改訂)

第1条 京都医療センターに動物実験委員会(以下「委員会」という)を設ける。

第2条 委員会は、当施設における動物実験が、『京都医療センター動物実験に関する指針』(平成15年12月1日院長策定)に沿って行われるように指導するとともに、動物実験全般に関する諸事項が円滑に行われるように次に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験の計画、実施状況および問題点に関する事項
- (2) 実験内容の動物福祉に関わる事項
- (3) 動物実験計画書の審査に関する事項
- (4) 実験動物の慰霊祭に関する事項
- (5) 動物関連の行政機関等、外部との折衝に関わる事項
- (6) その他、動物実験に関する重要な事項

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 臨床研究センター運営委員会委員 若干名
- (2) 臨床研究センターの研究員 若干名
- (3) その他臨床研究センター長が必要と認める者

2. 委員は京都医療センター院長が委嘱する

3. 委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

第4条 委員会には委員長、副委員長をおき、委員の互選によって選出する。

2. 委員長は委員会を召集し、議長となる

3. 委員長は委員の中より副委員長を指名する

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する

第5条 定期の委員会は、二月に1回とし、その他必要に応じて委員会の打ち合わせ会を開催する。

第6条 本委員会の事務は、臨床研究センターがこれを担当する。

第7条 この規定に定めるもののほか、その他必要な事項は委員会が定める

附 則. この規定は、平成16年11月 1日から施行する。

附 則. この規定は、平成23年 4月18日から施行する。